

常陸大宮市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 申請受付業種

建設業法第2条第1項の規定により別表第1に掲げる28業種になります。

2 名簿の有効期間

平成29年5月31日まで（有効期間の始期については、「平成27・28年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

3 名簿の公表

財政課窓口（常陸大宮市役所3階）での閲覧及び市ホームページへの掲載により公表します。

4 個別書類

書 類 名	摘要
従業員名簿（市独自様式）	常陸大宮市に本店又は建設業法による営業所等を有する者

5 工事種別ごとの格付

建設工事28業種のうち、土木一式、建築一式、ほ装及び水道施設の4業種について格付を行います。

なお、格付については、経営規模等評価結果通知書における工事種別ごとの数値（総合評定値）及び次に掲げる評価項目の合計数値（主観点）を合算した数値（総評点）により行います。

* 平成27・28年度建設工事入札参加資格審査における主観点数の評価項目

項目名	概 要	備 考
工事成績	申請者の過去2年間における工事成績（格付対象業種）の平均点数により算出します。 なお、建設工事共同企業体が完成した工事の点数については、当該建設工事共同企業体の各構成員の数値として取扱います。	市が行う建設工事成績評定に係る資料により算出します。（申請者による資料の提出は不要です。）
地域への貢献度（市内に本店又は建設業法による営業所等を有する者）	申請者の過去2年間における地域への貢献度について、地域貢献度の算定に関する取扱基準に基づき、30点を限度として加点を行います。 ①市との防災協定締結状況 ②市内において実施したボランティア活動等 ③市内における漏水修繕業務の実績 ④市内居住者の雇用状況	市が所有する資料により算出します。（申請者による資料の提出は不要です。）
指名停止措置期間及び件数	申請者の過去2年間における指名停止措置期間及び件数に応じ、減点を行います。 なお、建設工事共同企業体が受けた指名停止措置については、当該建設工事共同企業体の各構成員の件数として取扱います。	同 上

6 問合せ先

郵便番号 319-2292
所 在 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6
担当部局 常陸大宮市役所総務部財政課契約検査グループ
T E L 0295-52-1111（内線373・374）
F A X 0295-53-6010
E-mail zaisei@city.hitachiomiya.lg.jp